

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

- | | |
|---------|-----------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 長瀬玉淀自然公園線 |
| 三 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
で から同市柄谷字尾野田四八一番六地先ま 秩父市柄谷字東笠木一四一三番四地先	で から同市柄谷字尾野田五〇九番一地先ま 秩父市柄谷字東笠木一四一三番四地先	区間
一一・二〇・四〇・八〇	五・一四・一七・六二	(メートル) 敷地の幅員
八〇九・六五	八一三・四〇	(メートル) 延長
		備考